

部長及び参事官
所 属 長

生企発第947号
(地域、企、交指)
令和5年1月4日
5年保存(口訓)
本 部 長

青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール運用要綱
の制定について（通達乙）

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールについては、これまで「青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール運用要綱の制定について（通達甲）」（平成28年3月24日生企発第308号）に基づき実施してきたところであるが、今般、警察庁と国土交通省が協議し、回転式に限らず、光源が点滅する構造の青色防犯灯の装着が認められ、自動車検査証に関する用語等について整理が図られたことなどから、新たに別添のとおり「青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール運用要綱」を定め、実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、民間団体や地方公共団体等が専ら地域防犯のために自主的に行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）に使用する自動車に、青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備するために必要となる警察の証明の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 警察の証明

1 本部長は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

(1) 団体が次のいずれかに該当すること。

ア 県又は市町村

イ 知事、本部長若しくは署長又は市町村長（以下「知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から委嘱を受けた者により構成される団体

ウ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市町村長の認可を受けた地縁による団体

オ 団体の公益性、組織性、団体の構成員からの独立性等を総合的に勘案した上で、アからエまでと同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体

カ アからオまでのいずれかから防犯活動の委託を受けた者

(2) 青色防犯パトロールを実施しようとする団体（以下「申請団体」という。）の活動実績や活動計画に照らし、かつ、原則として週1回以上の活動があることを基準とする継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

(3) 申請団体の構成員の防犯活動に関する実績、経験等のほか、青色防犯パトロール講習を受講していること等から、地域住民からの急訴事案や犯罪

を目撃した場合において警察への通報等について適切に対応できると認められること。

- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

ア 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。

イ 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと。ただし、自主防犯活動の活性化に寄与するものとして本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。

ウ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

エ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

オ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。

カ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。

キ 本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。ただし、自主防犯活動の活性化に寄与するものとして本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。

2 配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行うことは、十分な活動が行えず、地域住民からの急訴事案等に的確に対応できないおそれがあり、青色防犯パトロールの信頼性を損なうことにもなりかねないため、認められない。また、防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動も自主防犯パトロールとは認められない。

3 青色防犯パトロールを開始して以降においても、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するために、青色防犯パトロールの実施者に対して、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、青色防犯パトロール講習の受講後おおむね3年が経過するまでの間に、再度青色防犯パトロール講習を受講させること。受講しない場合は、講習の必要性を説明するなどして受講を促し、受講することができないと認められる場合には、証明の適否について再度検討すること。

なお、青色防犯パトロール講習の実施者は、生活安全企画課又は署の生活安全担当者とする。

4 そのほか、申請団体又はその構成員が違法行為を行うおそれが高いと認められる場合や反社会的勢力との関係が認められる場合などは、本制度の趣旨に反することはもちろん、予想される事案に対し適切に対応できると認められない。また、申請に係るパトロールの実施地域がパトロールを実施する人數等に照らして広過ぎるなど適当でないと判断される場合には、是正の指導を行うものとする。

第3 申請関係

1 証明の申請

第2の1の証明を受けようとする者は、青色防犯パトロールを行う地域を管轄する署を経由して、本部長に証明の申請をするものとする。

2 申請窓口

証明の申請の窓口は、署の生活安全課又は刑事生活安全課（以下「生活安全担当課」という。）とする。ただし、青色防犯パトロールに係る地域が2以上の署の管轄にわたるときは、生活安全企画課を窓口とすることができます。

3 申請の主体等

証明の申請の主体は、自治会長等の申請団体の代表者とする。

申請は、申請団体が青色防犯パトロールに使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールに従事する者について記載の上、行わせることとし、青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受けて実施する場合には、当該自動車についての使用承諾書を添付させること。

なお、複数の団体が共通の自動車を使用して青色防犯パトロールを実施する場合、申請団体ごとに証明の適否を検討するため、各団体が共通して使用する自動車も含め使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールを実施する者について記載し、証明の申請を行わせること。

4 証明の申請に必要な書類

- (1) 証明申請書（別記第1号様式）
- (2) 団体の概要（別記第2号様式）
- (3) 青色防犯パトロールの概要（別記第3号様式）
- (4) 誓約書（別記第4号様式）
- (5) 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
- (6) 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- (7) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料

5 申請書類の進達

署長及び生活安全企画課長は、申請団体が主体の適格性を有しているかどうか及び申請書類に不備がないかどうかを確認の上、署長にあっては生活安全企画課長を経由し、生活安全企画課長にあっては本部長に申請書類を進達すること。

6 証明書、標章及びパトロール実施者証の交付等

本部長は、申請内容が第2の1の各号に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明書（別記第5号様式）を申請団体の代表者に交付するとともに、当該自動車が青色防犯パトロールを実施する車両であることを証する標章（別記第6号様式）及び青色防犯パトロールを実施する者であることを証するパトロール実施者証（別記第7号様式）を交付する。

なお、青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、標章を自動車の後方から見えるように掲示するものとし、パトロールの実施者は、パトロール実施者証を携行するものとする。

7 自動車検査証への記録

証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所、軽自動車にあっては、軽自動車検査協会（以下「運輸支局等」という。）において、本部長が交付する証明書の写しを提出し、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。

第4 再交付及び変更の申請

1 証明書、標章及びパトロール実施者証の再交付

証明書の交付を受けた団体が証明書、標章又はパトロール実施者証を紛失し、毀損し、若しくは汚損したときは、署長は、当該団体から再交付申請書（別記第8号様式）を受理することとし、生活安全企画課長を経由して本部長に書類を進達し、再交付を受ける。この場合、毀損又は汚損した証明書、標章又はパトロール実施者証を返納されること。

2 証明書記載事項の変更

証明書の交付を受けた団体が証明書に記載された事項を変更しようとするときは、署長は、証明書記載事項変更申請書（別記第9号様式）に証明書及び必要な書類を添付させて受理することとし、生活安全企画課長を経由して本部長に書類を進達すること。この場合、記載内容を変更する標章又は青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の標章を返納されること。

本部長は、申請内容が、引き続き第2の1の各号に掲げる全ての要件に適

合していると認めるときは、当該変更を認め、変更箇所を修正した証明書を交付する。併せて、変更前の標章と引換えに変更箇所を修正した新たな標章を交付する。

3 パトロール実施者の変更

証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールの実施者を変更しようとするときは、署長は、パトロール実施者変更申請書（別記第10号様式）を受理することとし、生活安全企画課長を経由して本部長に書類を進達すること。この場合、青色防犯パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を返納させること。

本部長は、その内容が、引き続き第2の1の各号に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認める。

なお、新たな青色防犯パトロールの実施者については、青色防犯パトロール講習の受講の有無、防犯活動の実績等を含めて対応能力について判断した上で、パトロール実施者証を交付する。

第5 返納及び取消

1 証明書等の返納

証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを実施しなくなったときは、署長は、返納届（別記第11号様式）を受理することとし、生活安全企画課長を経由して本部長に書類を進達すること。この場合、証明書、標章及びパトロール実施者証を返納させるとともに、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の使用者に対し自動車検査証の備考欄に記録された自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録の削除の申請を促すこと。

2 証明の取消等

(1) 本部長は、次の場合には証明を取り消すことができる。

- ア 証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを停止したとき。
- イ 証明の申請の内容に虚偽があったとき。
- ウ 証明書の交付を受けた団体が青色回転灯等の装備が認められるために必要な要件を満たす団体でなくなったとき。
- エ 繙続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき。
- オ 青色防犯パトロールの実施者が受講すべき青色防犯パトロール講習を受講していなかったとき、配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったとき、その他適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。
- カ パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき。
- キ 第2の1(4)に掲げられた事項を遵守していないと認められたとき。

(2) (1)の場合において、軽微な違反で指導により是正が可能な場合は、まず指導を行い、それでも是正されない場合には証明を取り消すこととする。

(3) 本部長は、証明を取り消すときは、証明取消通知書（別記第12号様式）により、証明を受けた団体に通知する。

取消の通知を受けた団体は、速やかに、返納届に交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を本部長に返納するとともに、使用していた自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の第3の7の記録の削除を申請しなければならない。この場合、署の生活安全担当課は、当該団体から返納届を受理するとともに、証明書、標章及びパトロール実施者証を返納させ、生活安全企画課を経由して本部長に進達すること。

3 自動車検査証の記録事項の変更等

(1) 運輸支局等への通知

本部長は、証明書の返納を受けたとき又は証明を取り消したときは、署の生活安全担当課長をして、速やかに、当該地域を管轄する運輸支局等に対し、別紙1「(返納・取消)連絡票」を電子メール等により通知するとともに、自動車検査証の記録事項の削除についても教示するものとする。

(2) 運輸支局等からの連絡

自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車について、「使用者の氏名」又は「使用の本拠の位置」の変更等を警察へ申請して証明書を書き換える前に運輸支局へ申請した場合、自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録が抹消され、運輸支局から生活安全企画課を経由して本部長へ別紙2「記録事項の変更連絡票」が電子メール等により送付される。

したがって、証明を受けた団体が証明書記載内容のうち、自動車検査証の記録内容に係る変更を行う場合には、警察における手続を先行させるよう教示すること。

第6 自主防犯活動の活性化に寄与する活動に対する証明

1 対象

既に青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明書の交付を受けている団体が、自主防犯活動を行う団体その他の組織（以下「要請団体」という。）又は警察から要請を受け、活動の活性化に寄与するため、青色回転灯等を装備した自動車を使用したデモンストレーション、出発式、パレード、証明書に記載された実施地域以外でのパトロール等（以下「デモンストレーション等」という。）を行う活動

2 デモンストレーション等を行う場合の手続

(1) 要請団体からの要請の場合

ア 証明書の交付を受けている団体は、デモンストレーション等を行う場合、デモンストレーション等運行実施申請書（別記第13号様式）及び要請団体が作成した文書（以下「要請文書」という。）をその実施地域を管轄する署長を経由して、本部長に申請しなければならない。

イ 本部長は、デモンストレーション等運行実施申請書が証明書の交付を受けている団体からのものであること及び要請文書の内容を確認の上、その実施地域を管轄する署長を経由して申請した団体に標章（別記第14号様式）を交付するものとする。

ウ 交付を受けた標章は、デモンストレーション等のために運行する間、当該自動車の後方から見えるように掲示するものとし、運行終了後は速やかに返納させること。

(2) 警察からの要請の場合

証明書の交付を受けている団体は、警察からの要請により、デモンストレーション等を行う場合については、(1)アの手続を要しない。ただし、署長は、デモンストレーション等運行実施申請書の各項目を網羅した文書を生活安全企画課長を経由して本部長に上申すること。

なお、標章の交付にかかる手続等は、(1)イ、ウと同様とする。

(3) その他

デモンストレーション等運行実施の申請があった場合、生活部門は必要に応じて交通部門と協議すること。

第7 その他

1 自動車の塗色

自動車の車体の色を、警ら用無線自動車その他の警察車両に類似した白黒ツートンの塗色とすることは、国民にとって当該自動車が警察車両であるかのごとく誤解を与え、各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、この場合は車体へ「○○市防犯パトロール」等と大きく表示するなど、警察車両と明確に識別できるような措置をとるよう指導すること。

なお、青色回転灯等を装備しない自主防犯パトロール用車両についても、これと同様の指導を行うこと。

2 違反車両の取締り等

警察からの証明を受けないで青色回転灯等を装備した自動車を運行した場合は、道路運送車両法第99条の2「不正改造等の禁止違反」となるので、違反を現認した際には指導取締りを行うなど、厳正に対処すること。また、同

法第54条の2により、地方運輸局長は、整備命令・使用停止命令を発することができ、この命令違反に対しては罰則が課される。

3 運輸支局等との緊密な連携の確保

運用に当たっては、運輸支局等との緊密な連携を確保すること。

(別記様式第5～7、12、14号、別紙1・2省略)

別記
第1号様式（第3関係）

(その1)

証明申請書			
年月日			
高知県警察本部長 殿			
申請者の名称 代表者の氏名			
青色回転灯等を次の自動車に装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であるとの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。			
団 体	名 称		
	所在地		
	電話番号		
代 表 者	氏 名	年齢	
	住 所		
	電話番号		
	緊急時の連絡先		
団 体 の 区 分	<input type="checkbox"/> ①県 <input type="checkbox"/> ②市町村 <input type="checkbox"/> ③知事、本部長若しくは署長又は市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体 <input type="checkbox"/> ④知事、本部長若しくは署長又は市町村長から委嘱を受けた者により構成される団体 <input type="checkbox"/> ⑤地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> ⑥地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人 <input type="checkbox"/> ⑦地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市町村長の認可を受けた地縁による団体 <input type="checkbox"/> ⑧上記①～⑦と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体 <input type="checkbox"/> ⑨上記（ ）から防犯活動の委託を受けた者		

注1：該当する項目の□にレを入れる。

注2：⑨については括弧内に①から⑧のいずれかの丸数字を入れる。)

青色回転灯等 を装備しよう とする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	

備考

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 団体の概要（別記第2号様式）
 - (2) 青色防犯パトロールの概要（別記第3号様式）
 - (3) 誓約書（別記第4号様式）
 - (4) 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
 - (5) 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
 - (6) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
- 2 「青色回転灯等を装備しようとする自動車」欄（「塗色」欄及び「申請者と車両の使用者との関係」欄を除く。）は、自動車検査証記録事項が記載された書面等で確認の上、記載すること。また、未登録又は未届出車の場合は、「自動車登録番号又は車両番号」欄は空欄とすること。
- 3 青色回転灯等を装備しようとする自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式（第3関係）

団体の概要

団 体	名 称	
	所在地	
	電話番号	
代 表 者	住 所	
	氏 名	職 業
	電話番号	
発 足 年 月	年 月	
団 体 の 規 約	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
会 員 数	総数 人	
主たる構成員		
会 員 名 簿	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
主な活動内容 (複数可)	<input type="checkbox"/> 自主防犯パトロール (<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ())	
	<input type="checkbox"/> 防犯広報 <input type="checkbox"/> 危険箇所点検・地域安全マップ作成 <input type="checkbox"/> 防犯教室・講習会 <input type="checkbox"/> 防犯指導・診断 <input type="checkbox"/> 環境浄化 <input type="checkbox"/> 子供保護・誘導 <input type="checkbox"/> 乗り物盗予防 <input type="checkbox"/> 放置自転車対策 <input type="checkbox"/> 駐車・駐輪場警戒 <input type="checkbox"/> その他 ()	
活 動 状 況	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に () 回 <input type="checkbox"/> 月に () 回 <input type="checkbox"/> 不定期	

備考

- 1 団体の規約、会員名簿があれば添付すること。
- 2 「会員数」欄は、申請時における人数とし、正確な数が分からぬときは、「約」を付して概数を記載すること。
- 3 「主たる構成員」欄は、○○町内会の有志、○○小学校に通学する児童の保護者、○○商店街の有志、○○警察署から委嘱を受けた地域安全推進員等と記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式（第3関係）

青色防犯パトロールの概要

実施地域			
実施時間帯			
実施期間			
使用自動車及び パトロール実施者	自動車登録番号 又は車両番号	パトロール実施者	青色防犯パトロール 講習受講年月日
実施数	人		
実施方法			
パトロール計画書	<input type="checkbox"/> あり（「あり」の場合は添付すること。） <input type="checkbox"/> なし		
自動車による 防犯パトロール 経験の有無	<input type="checkbox"/> あり（ 年 月～ 年 月 ） （青色回転灯等を使用しない活動の経験も含めて記載すること。） <input type="checkbox"/> なし		
自主防犯パトロール実施地域の見取図（別添も可）			

備考

- 1 「実施方法」欄は、「車両〇台、従事者〇名で実施」等と記載すること。
- 2 「使用自動車・パトロール実施者」欄に全て記載できないときは、継続用紙を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式（第3関係）

誓 約 書

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限ります。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限ります。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1から8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部若しくは一部の使用を止める場合又は証明の取消通知を受けた場合には、標章の返還等、必要な手続きを行います。

年 月 日

高知県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

備考

- 1 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第8号様式（第4関係）

再交付申請書

年月日

高知県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり（証明書・標章・パトロール実施者証）の再交付を受けたく、
申請します。

1 団体の名称及び所在地

2 代表者の氏名、住所及び連絡先

3 再交付申請の理由

4 （証明書・標章・パトロール実施者証）の交付年月日及び番号

5 使用自動車

車名及び型式

種別及び用途

塗色

車体の形状

自動車登録番号又は車両番号

車台番号

使用の本拠の位置

所有者

使用者

申請者と車両の使用者との関係

6 パトロール実施者

備考

- 本文及び4の（証明書・標章・パトロール実施者証）は、該当する用語を円で囲むこと。
- 「5 使用自動車」は、証明書又は標章の再交付を受ける場合に、「6 パトロール実施者」は、パトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第9号様式（第4関係）

証明書記載事項変更申請書		
年 月 日		
高知県警察本部長 殿	申請者の名称 代表者の氏名	
次のとおり、証明書の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。		
証明書の交付年月日及び番号		
団体の名称及び所在地		
代表者の氏名、住所及び連絡先		
変更内容	旧	新
<input type="checkbox"/> 団体の名称及び所在地		
<input type="checkbox"/> 代表者の住所及び氏名		
使 用 自 動 車	<input type="checkbox"/> 車名及び型式	
	<input type="checkbox"/> 種別及び用途	
	<input type="checkbox"/> 塗色	
	<input type="checkbox"/> 車体の形状	
	<input type="checkbox"/> 自動車登録番号又は車両番号	
	<input type="checkbox"/> 車台番号	
	<input type="checkbox"/> 使用の本拠の位置	
	<input type="checkbox"/> 所有者	
	<input type="checkbox"/> 使用者	
<input type="checkbox"/> 申請者と車両の使用者との関係		
<input type="checkbox"/> パトロール実施地域		

備考

- 1 変更内容は、該当する項目の□にレを入れること。
- 2 代表者の変更は、新たに代表者となる者が作成した誓約書を添付すること。
- 3 使用自動車の変更は、次の資料等を添付すること。
 - ① 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
 - ② 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
 - ③ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
- 4 パトロール実施地域の変更は、パトロール実施地域の見取図等を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第10号様式（第4関係）

パトロール実施者変更申請書	
年　月　日	
高知県警察本部長 殿	
申請者の名称 代表者の氏名	
次のとおり、青色回転灯等を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。	
証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称	
パトロール実施者	
旧	新

備考

- 1 パトロールを実施しないこととなる者は、パトロール実施者証を添えて提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第11号様式（第5関係）

返 納 届

年 月 日

高知県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなつたので、（証明書・標章・パトロール実施者証）を添えて届け出ます。

1 証明書番号 第 号

2 証明年月日 年 月 日

3 団体の名称及び所在地

4 代表者の氏名及び住所

5 標章を返納する自動車

車名及び型式

種別及び用途

塗色

車体の形状

自動車登録番号又は車両番号

車台番号

使用の本拠の位置

所有者

使用者

申請者と車両の使用者との関係

6 返納理由

備考

- 1 本文の（証明書・標章・パトロール実施者証）は、該当する用語を円で囲むこと。
- 2 複数使用している自動車の一部について青色回転灯等の装着を取り止める場合は、標章のみ添付すること。
- 3 標章を返納する自動車が複数ある場合は、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第13号様式(第6関係)

デモンストレーション等運行実施申請書

年 月 日

高知県警察本部長 殿

団体の名称

代表者の氏名

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等装備車を運行したいので、申請します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号 又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定 年月日	

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。